

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	扶番号	被一括事業場番号
法人番号						

様式第9号の2 (第18条第1項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間 [事業場外]							
			令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日		[] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日		起算日 令和 5 年 4 月 1 日 (毎月日)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
時間外労働	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 製造(派遣)	201人	8時間0分	8時間0分	時間分	45時間0分	時間分	360時間0分	時間分
	納期の逼迫する期末・臨時の受注・納期の変更等及び付帯する業務等	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	[]	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	[]	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
時間外労働	顧客等の都合による仕様変更への対応、納期の逼迫	事務従事者 営業・労務管理・経理事務	17人	8時間0分	8時間0分	時間分	42時間0分	時間分	320時間0分	時間分
	納期の逼迫する期末・臨時の受注・納期の変更等及び付帯する業務等	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	急な離職等による人員不足	事務従事者 営業・労務管理・経理事務	17人	8時間0分	8時間0分	時間分	42時間0分	時間分	320時間0分	時間分
	人員不足	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
時間外労働	[]	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	[]	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	[]	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
	[]	[]	人	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
	顧客等の都合による仕様変更への対応、納期の逼迫	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	シフト制 別紙カレンダーによる		1か月		8時20分 ~ 20:00~8:00		
	納期の逼迫する期末・臨時の受注・納期の変更等及び付帯する業務等	[]	人	[]		4回		[]		
	急な離職等による人員不足	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	シフト制 別紙カレンダーによる		1か月		8時20分 ~ 20:00~8:00		
人員不足	[]	人	[]		4回		[]			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

受付
令和5年3月16日
本田労働基準監督署
(チェックボックスに蓋)

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させること ができる回数 (5回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る 割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る 割増賃金率
顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫 品算不具合による再製作、代品製作が必要になったとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫 製品を回収する事態に及んだとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
急な離職等による人員不足 従業員の負傷、疾病、休暇等により要員不足になったとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
急な離職等による人員不足 退職者の後任人材を募集しても獲得できないとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
機械の故障等トラブルへの対応 機械設備、業務システム、サーバ、PC等の障害・入替のとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
災害、重大な事故からの復旧 取引先又は従業員の心身の安全に関わる事態に備えるとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
取引先、官公庁等への対応 官公署・得意先等が急な期限を求めたとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
その他(事由不明を含む。) その他一時的・突発的な事情が生じたとき	分類不能の職業 製造(派遣) 営業・労務管理・経理事務	218人	15時間 0分	時間 分	6回	99時間 50分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告	従業員代表への通告									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) <input type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一回回数以内とすること。 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他						(具体的内容) 終業から始業までに9時間以上の継続した休息時間を確保すること。				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 5 年 3 月 8 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 事務職
氏名 麻生 光美

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (挙手)

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 5 年 3 月 8 日

太田 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 坂本 敦

受付
令和 5 年 3 月 16 日
太田労働基準監督署